



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係るお知らせ

平成28年4月11日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき学校法人日本医科大学武蔵小杉キャンパス再開発計画に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東京都文京区千駄木一丁目1番5号 学校法人日本医科大学 理事長 赫 彰郎
	指定開発行為の名称	学校法人日本医科大学武蔵小杉キャンパス再開発計画
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）、高層建築物の新設（第1種行為）、住宅団地の新設（第1種行為）、商業施設の新設（第3種行為）、大規模建築物の新設（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区小杉町一丁目304-2、小杉町二丁目298-1の一部 外
	指定開発行為の目的	「病院・教育施設」の建て替え及び「道路及び公園等の都市基盤施設」と「高齢者向け福祉サービス施設、高齢者向け住宅、健康増進施設、飲食・物販施設等及び共同住宅」の整備
	指定開発行為の内容	区域面積 約 41,730㎡（第一種住居地域） 建築面積 約 19,600㎡ 延べ面積 約 235,600㎡ 建物高さ 約 180m（塔屋等を含む最高高さ約188m）
	指定開発行為の施行期間	平成29年3月（着手予定）～平成35年8月（完了予定）
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成28年4月11日（月）～平成28年4月25日（月） ただし、大田図書館以外の縦覧場所については、土曜日、日曜日は除きます。また、大田図書館については、第2木曜日及び特別整理期間は除きます。 時間：午前8時30分から午後5時まで ただし、大田図書館は午前9時から午後7時まで 上記期間中、本市ホームページにて当該見解書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所	川崎市：中原区役所及び環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階） 大田区：嶺町特別出張所、田園調布特別出張所、大田図書館及び大田区役所（環境清掃部環境計画課）
	条例公聴会において意見を述べたい旨の申出	条例準備書関係住民（関係地域に在住・在勤の方）から条例公聴会において意見を述べたい旨の申出があった場合で、市長が、必要があると認めるときは、条例公聴会の開催について公告します。 条例公聴会を開催する場合は、 平成28年6月4日（土） の予定です。 公聴会では、大気質、土壌汚染、緑の質、緑の量、騒音、振動、一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土、景観、日照障害、テレビ受信障害、風害、コミュニティ施設、地域交通、火災・爆発・化学物質の漏洩等、温室効果ガスに関する事項について、意見をお聴きする予定です。 【申出書の提出期限及び提出先】 提出期限：平成28年4月25日（月） （郵送の場合は、平成28年4月25日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156 申出書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意しています。 また、本市ホームページにも掲載しています。
今後の手続きの流れ	条例公聴会において意見を述べたい旨の申出がある場合	
	① 条例公聴会の開催の公告	
	② 条例公聴会の開催	市長が意見を聴こうとする事項について意見を述べるすることができます。
	③ 川崎市環境影響評価審議会での審議	環境影響評価の内容を審議し、その結果を市長に答申します。
	④ 条例審査書の公告	上記審議会からの答申を基に環境保全の見地から市長意見を記載した書類を公告します。
⑤ 条例評価書の公告	条例審査書を基に、条例準備書の記載内容を再検討した上で、事業者の見解を記載した書類を公告します。	
		申出がない場合